

第2回港湾施設の立入禁止区域の指定に係る検討会

日時：平成21年3月26日（木） 午後1時30分～午後3時30分

場所：大阪WTCビル40階 大阪市港湾局 第40 5・6会議室

出席者（敬称略）

委員：野呂 充

浦田 萬里（欠席）

中野 正子

來田 仁成

加藤 邦生

会議次第

- 1 開会
- 2 関係者からの意見聴取
- 3 意見公募終了後に寄せられた市民の意見について
- 4 施設の管理責任に関する判例について
- 5 港湾施設管理の基本的な考え方について
- 6 舞洲緑地（シサイドプロムナード）における魚釣り社会実験の実施について（報告）
- 7 閉会

会議の概要

関係者からの意見聴取

港湾施設の立入禁止区域の指定にかかる検討会開催要綱第5条第2項に基づき委員以外の者の出席を求め意見聴取を行った。

<釣具店代表 大藤勲氏>

- ・ 一昨年の転落事故をきっかけに慰謝料請求の訴訟があり大阪市の立入禁止の問題が起った。こういう機会を設け我々の意見を聴くなど真摯な対応に感謝している。
- ・ 港湾局の立場、心情は良く理解している。港湾局の立場、釣り人の立場、釣りに関係しない水辺に携わる人にとって良い結果になればと思う。
- ・ 私のところは大変古くから釣具店を営んでいる。1798年に創業し、200年に渡り大阪で商売させていただいている。
- ・ 現在、社員254名と多数のアルバイトを採用している。ショップ67店、年商70億の商売をさせていただいている。状況を理解いただくため説明させていただいた。
- ・ 毎年、インテックス大阪で開催しているフィッシングショー大阪に5万人の釣り人が来場している。毎年3801万円を大阪市に支払っている。多少は大阪市に貢献させていただいている。

- ・ 今回の問題に関しては釣りをして良いとか悪いとかの問題に絞らず、ぜひ視点を変えて考えていただきたい。
- ・ 舞洲には立派な野球場があり、素晴らしい駐車設備がある。いかにそこに賑わいを取り戻すか、少し視点を変えて釣りもそのひとつ、いかに来てもらえるかの観点から今回の問題をきっかけにしていいただければと思う。
- ・ 同様の問題が新潟県でも起こっている。港湾施設における釣り問題研究会ができており、釣り場としての開放、観光振興の観点として研究するとある。資料を持ってきたので、後ほど見ていただきたい。
- ・ ご子息でないと損害賠償請求ができないということから、慰謝料請求をされていると聞いている。訴訟の重さが違うと考える。
- ・ レジャー白書によるとボーリングの次に釣り人口が多い。今まで大阪湾で釣りを楽しませていただいた。ぜひ今後も続けさせていただきたい。
- ・ 港湾局の本来の仕事は釣りをさせないということではなく、釜山や横浜、神戸より沢山の船舶が来て快適な荷作業ができる港湾設備があってこれらを管理することにより収入や税収を上げることが本来の業務ではないかと感じる。
- ・ 釣りの商売は大阪が中心、東京より海に恵まれていることもあり、釣り具の間屋も9軒ある。我々も生業を立てているので、釣りを続けさせていただき、できるだけ税を納めることにより貢献していきたい、是非ご配慮いただきたい。
- ・ 現在、日本釣振興会では釣り場のごみの持ち帰りを徹底している。
- ・ 多くの方々が大阪に観光に訪れ、釣りも楽しんでいただけるような観点からも検討いただきたい。

< 加藤委員 >

- ・ 大阪市に毎年3801万円を支払われているとのことだが、どういう性質のものなのか。

< 釣具店代表 大藤勲氏 >

- ・ インテックス大阪の会場使用料である。

< 野呂委員長 >

- ・ 損害賠償請求について重みが違うとの発言があったが具体的にお話いただきたい。

< 釣具店代表 大藤勲氏 >

- ・ 慰謝料請求の裁判であれば何百万円という単位。死亡事故なので本来は損害賠償請求となるがご両親は訴訟の権利を持っていない。持っているのは配偶者やご子息になる。

< 野呂委員長 >

- ・ 法的な問題については改めてとしたい。

< 中野委員 >

- ・ 女性の立場として、ごみは持ち帰ってほしい。

< 釣具店代表 大藤勲氏 >

- ・ 釣りのための十二か条を作っており、徹底したい。

< 来田委員 >

- ・ 補足だが、釣り団体、釣りクラブそれぞれの立場で清掃活動を行っているが、夏から秋にかけては清掃が追いつかない現状にある。意識のある釣り人は持ち帰るが、ごみを海に捨てるという習慣もあり、意識されていない。こういう機会に周知徹底、モラルの再構築の機会となるようにしたい。

< 釣具店代表 橋本俊哉氏 >

- ・ 日本釣振興会は業界団体と見られがちだが、個人会員を多数募集しており実績をあげており、釣り人としての意見を申し上げたい。
- ・ 大阪で生まれ育ち大阪が好きな人間が大阪で釣りができないことについて黙って見過ごせない。
- ・ 当初の禁止区域のままでいくと南港の魚釣り園以外釣りができなくなる。大阪の人間が他の地域へ出かけないと釣りをできないというのは大阪の恥である。
- ・ 当然禁止すべき場所はあるにせよ、それ以前に安心して釣りのできるところをお考えいただけないかと前にお聞きしたが、非常に難しいというお答えであった。
- ・ フィッシングショーは今年度4万人が来場、8割は大阪から来場している。その大半は大阪市民であり少なく見積もっても2万数千人の市民が楽しみに来場している。この何倍もの大阪市民が釣りを楽しみにしている。この人たちのささやかなレジャーを上げてしまうことのないようお願いしたい。
- ・ 日本人全体にマナーの低下がある。釣り人だけマナーが悪いわけではない。清掃活動などは報道されず放置されたごみのことのみが取り上げられる。一部の心ない人のために全体がそう判断されてしまう。必ずしも釣り人のごみだけではない。
- ・ 大阪市民である釣り愛好家が大阪市内で釣りをする場所を取り上げないでほしい。

< 来田委員 >

- ・ 補足説明になるが、南港魚釣り園の設計の際、日本釣振興会にも協力依頼があり協力した。当時の市長へ釣り公園を造ることによって、他の場所で釣りができなくなる、釣り公園の中に釣り人を詰め込むというご意思はあるかとお聞きした。決してそういうこと

はないとおっしゃった。当時の市長は難しい回答を迫られたわけだが、釣り愛好者が安全に釣りをできる場所、併せて遊泳場の整備など、港湾整備により海辺に親しむことができなくなる市民への償いとは言われなかったが、そういう意思表示をされた。

< 渡船代表 矢澤明氏 >

- ・ この度の夢洲での釣り人の死亡事故に関してご遺族が起された訴訟により大阪市、大阪府、その他の方々へ大変なご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。
- ・ 我々は安全、安心に努めているということしかないが、徹底した安全指導も含め安全、安心に力を入れていきたい。大阪の事業者は水難救済会に加盟しており、毎年保安庁の指導のもとに海難防止、蘇生術を学んでいる。
- ・ 我々の歴史は非常に古く、古い事業者は100年になる。利用客の80%は夢洲を希望され、遠くは東京、横浜、名古屋、九州から来られる全国でも有数の釣り場になっている。夢洲が立入禁止になると営業が成り立たなくなる。ご配慮をいただき、よき方針をお願いしたい。
- ・ 乗船名簿には「常に救命具を正しく装備着用し、安全な釣行を心掛けること」「釣り場の環境美化に努めること」「釣り場での事故については、自己責任とすること」の3つの事項を掲載し、これに誓約される方のみ名簿への署名記入を行ってもらい乗船してもらっている。

< 来田委員 >

- ・ 渡船業は遊漁船法により営業されている。法の運用で防波堤は瀬渡業と同様と見なされている。各社、責任賠償保険に入っておられると思うが、ただ問題点は今渡している防波堤の上の事故に対して保険はどうなっているのか。また、管理者の責任が出てくるが、これを軽減できる責任分担をされるおつもりはあるか。

< 渡船代表 矢澤明氏 >

- ・ 釣り場賠償保険に加入しているが事業者にはばらつきがあり、これらを統一してグレードアップして、入院、通院、不幸に死亡事故が発生した場合にも補償できるよう3社で統一した金額にできるよう検討している。

< 野呂委員長 >

- ・ 防波堤に渡している事業者は3社だけなのか。

< 渡船代表 矢澤明氏 >

- ・ 市内では3軒、府下にまたがっている。

<野呂委員長>

- ・ 保険は釣り人に加入いただくのか。

<渡船代表 矢澤明氏>

- ・ 釣り場保険は事業者負担となっている。

<大阪海上保安監部警備救難課長田中氏>

- ・ 海上保安庁の統計データにおいて19年は海難で87名、海難によらない場合で770名が死亡、行方不明になっている。
- ・ 海難によらない場合において船からの海中転落が214名、海浜事故556名が死亡、行方不明になっている。
- ・ さらに海浜事故において、マリレジャーで326名、マリレジャーでない場合で230名が死亡、行方不明になっている。
- ・ このマリレジャーに伴う海浜事故に釣りの事故が含まれている。
- ・ 326名のうち、海水浴が128名、釣りが116名、磯遊が41名となっている。
- ・ 海浜事故556名の1/5が釣りによる事故である。
- ・ 釣り中の事故の形態について、生存者も含めたデータであるが、転倒、孤立、波に引き込まれるが全体の2/3になる。
- ・ 事故の原因については、周辺環境に対する不注意、行為中の不注意、気象海象の不注意で全体の8割に上る。
- ・ 釣り中の事故の年齢構成は高齢になるに従い多くなる。
- ・ ライフジャケット非着用者の生存率は54%、着用者の生存率は79%。
- ・ 和歌山、大阪府、兵庫県南部、徳島県、高知県において19年、20年合わせて事故は93名。このうち31名が大阪で発生又は大阪在住者である。
- ・ 19年、20年の死亡者38名のうち、11名が大阪で発生又は大阪在住者である。
- ・ この38名の死亡者の事故場所は、磯場で15名、防波堤で12名、消波ブロックで6名、岸壁で4名、その他で1名。
- ・ 釣りによる死亡事故116名の事故発生場所は防波堤が38.8%、磯場が30.2%、岸壁が18.1%、消波ブロックが9.5%。
- ・ 防波堤で死亡した方の全員が救命胴衣非着用。磯場はほとんどの方が救命胴衣非着用、岸壁も同様、消波ブロックも全員が非着用。
- ・ 防波堤は磯場同様に危険な場所ということがこのデータからわかる。
- ・ データ上は消波ブロックより防波堤で死亡するケースの方が多い。
- ・ 公表はされていないが、20年のデータも同様である。
- ・ 大阪の人が和歌山などに行かれて事故に会われるケースが非常に多い。和歌山では地域をあげて釣り人の安全を守る努力をしているが、この声が大阪の人へ届いていない。

- ・ 行政と釣り人が一体となって、安全、マナーの向上を図る手立てがないかと思う。
- ・ 立入禁止については霞ヶ関においても感心をもっている。
- ・ 海でなくす人の命を減らすため、救命胴衣の着用はことある毎に釣り人へ指導している。

< 来田委員 >

- ・ 今回の事故、立入禁止の問題が広く知られるようになり、以降、救命胴衣の着用率が上がっているように感じる。日本釣振興会や釣りクラブでも救命胴衣着用の周知徹底に努めている。

< 野呂委員長 >

- ・ 消波ブロックより防波堤の方が危険ということだが、転落した際に自力で上がれないという事情があるのか。

< 大阪海上保安監部警備救難課長田中氏 >

- ・ あくまでも死亡した人数であり、死亡比率が高いかどうかは確認していない。

< 野呂委員長 >

- ・ 二次災害、例えば登山等では救助に向かった人が亡くなるケースがあるが、海の場合はどうか。

< 大阪海上保安監部警備救難課長田中氏 >

- ・ 釣りについては聞いたことはないが、遊泳中には二次災害がある。釣り人は海に転落するとどうなるかをよく知っている。ゆえに救命具を着用しないで海へ飛び込むことはしないと思う。

< 中野委員 >

- ・ ライフジャケット着用の規制はできないのか。

< 大阪海上保安監部警備救難課長田中氏 >

- ・ 陸上については、海上保安庁の行政権限は及ばない。船については救命胴衣を備え付ける必要があり、一人乗りの場合は着用を義務づけている。これについては、是非、港湾局で検討いただきたい。

意見公募終了後に寄せられた市民の意見について

事務局より市民の声、港湾局ホームページに寄せられた意見について説明を行った。

施設の管理責任に関する判例について

事務局より公の営造物の設置、管理の瑕疵に基づく損害賠償請求事件に係る主な最高裁判例について説明を行った。

< 来田委員 >

- ・ 今回の事故の裁判の進捗状況はどうか。

< 港湾局高橋総務担当課長代理 >

- ・ これまで数回の弁論準備期日があったが、原告側から争点があがってきている段階であり、まだしばらくかかると考えている。

港湾施設管理の基本的な考え方について

事務局より立入規制すべき場所、立入規制しない場合に考慮すべき事項について説明を行った。

< 加藤委員 >

- ・ 通常有すべき安全性の確保が必要ということであるが、場所によって違うと思うが、安全性を確保するためにかなりの費用が必要となってくると思う。これについては、どのように考えているのか。

< 港湾局玉井海務担当課長 >

- ・ 例えば類似施設の事例や管理体制を含めて検討する必要があると考えている。これについては情報収集のうえ、検討会において議論いただきたい。これに相当な費用がかかることも認識しており、公平な市民負担の観点から過度の費用負担はできないと考えている。また、当初の立入禁止区域全域に安全対策を施すことはできないので、部分的な開放にせざるを得ないと思う。

< 加藤委員 >

- ・ 公平な市民負担のため受益者負担というが、実際に釣り人から料金が取れるのか。渡船事業者にお願いできるのか。料金が高すぎると利用者がいなくなるのではないか。

< 港湾局玉井海務担当課長 >

- ・ 施設の整備費用や管理費用が必要となるが、これら費用を行政に代わり負担していただくのは今の法制度上難しいと思うが、使用料などで徴収する方法や監視体制を業界団体にお願ひし、その費用をみていただくなど、いろいろな方法を検討会で議論いただきたい。

< 來田委員 >

- ・ さまざまな港湾で親水区域の見直しが行われている。神奈川県では災害用岸壁が有効利用されている。
- ・ 課題としては、柵がないとだめなのか、どの程度の高さが必要か、受益者負担も議論していかなければならない。名古屋の事例など、私どもも資料を提供していきたい。

< 港湾局玉井海務担当課長 >

- ・ 情報提供はありがたい。港湾局としても他自治体の情報収集に努め、検討会に提供させていただく。
- ・ 今後、港湾施設開放の可能性を模索することになるが、必ず安全柵がいるのかどうかも含め、検討会で議論いただきたい。

< 野呂委員長 >

- ・ 今後検討していく方向について整理したい。まずは、立入規制する場所と立入規制せず開放できる場所を確定していく。
- ・ 立入規制しない場合は、安全性の確保について救命浮環の設置など管理者ができる対応、ライフジャケットの着用など利用者ができる対応をどうしていくかの両面から考えていく必要がある。
- ・ また、釣り場として開放する場合の管理者や費用負担についても整理が必要である。
- ・ その他、ごみ問題や駐車問題など、釣り人にマナーを遵守してもらうための方策についても考えていきたい。

舞洲緑地（シサイト・プラザ）における魚釣り社会実験の実施について（報告）

事務局より19年度、20年度の社会実験の検証結果、21年度の取り組みについて説明を行った。

< 來田委員 >

- ・ 一歩前進した実証実験、釣り人のモラル、マナー、安全意識が問われることになり、釣り人にとっては諸刃の剣である。
- ・ 釣り団体としても協力体制を整えているところである。